「ふらっと にしお日和」Instagram運用ガイドライン

（趣旨）

第１条　このガイドラインは、市政及び西尾市の魅力に関する情報を発信することにより、市政を身近に感じてもらうとともに、西尾市への関心及び愛着を高めるため、西尾市がInstagramを利用して運用するアカウント「ふらっと にしお日和」（以下「市アカウント」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（アカウント情報）

第２条　市アカウントの情報は、次のとおりとする。

⑴　アカウント名　ふらっと にしお日和

⑵　ユーザーネーム　@furatto_nishiobiyori

⑶　ＵＲＬ　https://www.instagram.com/furatto_nishiobiyori

⑷　運用主体　西尾市

⑸　運用責任者　総合政策部広報広聴課長

⑹　問い合わせ先　西尾市公式ウェブサイトに掲載する広報広聴課の問い合わせ先

２　市は、市公式ウェブサイトから市アカウントへのリンクを掲載することその他の方法により、市アカウントが市の公式アカウントであることを明らかにする。

（発信内容）

第３条　市アカウントでは、次に掲げる情報を発信する。

⑴　市政に関する情報

⑵　市内の自然、文化、歴史、産業、観光、行事その他西尾市の魅力に関する情報

⑶　市が主催し、共催し、又は後援する事業に関する情報

⑷　災害その他の緊急時において周知する必要がある情報

⑸　前各号に掲げるもののほか、市が発信することが適当と認める情報

２　市アカウントに掲載する情報は、発信時点のものであり、その後変更されることがある。

３　市政に関する正式又は最新の情報については、市公式ウェブサイトその他市が指定する媒体又は公文書の内容を優先する。

（運用時間）

第４条　市アカウントの運用時間は、原則として市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、市が必要と認める場合は、この時間以外にも投稿その他の運用を行うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、予約投稿その他の方法により、運用時間外に情報が掲載されることがある。

（コメント等への対応）

第５条　市アカウントは、原則として情報発信を目的として運用し、利用者からのコメント、ダイレクトメッセージ、メンション、タグ付けその他の反応（以下「コメント等」という。）に対する返信は、原則として行わない。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。

２　市は、コメント等の全てを常時確認し、又は回答することを保証しない。

３　市政に関する質問、相談、意見又は要望については、市公式ウェブサイトに掲載する各担当課の問い合わせ先その他所定の窓口を利用するものとする。

４　市アカウントでは、行政手続に係る申請、届出その他の手続を受け付けない。

５　事件、事故、災害、救急その他人の生命、身体又は財産に関わる緊急の連絡には、市アカウントを使用しないものとする。

６　利用者は、コメント等に自己又は第三者の個人情報その他公開することが適当でない情報を記載しないよう留意するものとする。

（禁止事項）

第６条　利用者は、市アカウントの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する内容を含むコメント等を投稿してはならない。

⑴　法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

⑵　公の秩序又は善良な風俗に反するもの

⑶　犯罪行為を助長し、誘発し、又は実行を容易にするもの

⑷　特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を不当に傷つけるもの

⑸　本人の承諾なく個人情報を開示し、若しくは漏えいするもの又はプライバシーを侵害するもの

⑹　第三者の著作権、商標権、肖像権その他の権利を侵害するもの

⑺　政治活動、選挙運動、宗教活動又は営業活動を目的とする宣伝、勧誘その他これらに類するもの

⑻　明らかに虚偽であるもの又は事実を著しく誤認させるもの

⑼　人種、民族、国籍、性別、年齢、障害、思想、信条、社会的身分等を理由とする差別又は差別を助長するもの

⑽　同一又は類似の内容を繰り返し投稿するもの
⑾　他の利用者又は第三者になりすますもの
⑿　有害なコンピュータプログラム等を含むもの
⒀　わいせつ、暴力的又は残虐な表現を含むもの
⒁　自殺、自傷行為その他人の生命又は身体に危害を及ぼす行為を誘引し、又は助長するもの
⒂　他者を威迫し、脅迫し、又はその安全を害するおそれがあるもの
⒃　市アカウントの投稿内容と著しく関係がなく、市アカウントの円滑な運用を妨げるもの
⒄　スパム、チェーン投稿その他無関係なウェブサイト等への誘導を目的とするもの
⒅　Instagramの利用規約その他同サービスが定める条件に反するもの
⒆　前各号に掲げるもののほか、市アカウントの運用上、市が不適当であると認めるもの

２　市の施策、事業又は市政運営に対する意見又は批判については、その内容のみを理由として次条の措置を講じない。

（コメント等に対する措置）

第７条　市は、前条第１項各号のいずれかに該当すると判断したコメント等について、投稿者に通知することなく、その全部又は一部を非表示若しくは削除し、返信若しくはコメントを制限し、又はその他必要な措置を講ずることができる。

２　市は、前条第１項各号に該当する行為を繰り返す利用者又は市アカウントの適切な運用を著しく妨げる利用者について、その行為の内容、態様、回数及び影響を踏まえ、当該利用者のアカウントを制限し、又はブロックすることができる。

３　市は、法令違反又は犯罪行為に関わるおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、又は相談することができる。

（フォロー、シェア等）

第８条　市は、市政情報又は西尾市の魅力の発信に資すると認める場合は、他のアカウントのフォロー、シェア、リポスト、メンション、タグ付けその他の連携（以下「フォロー等」という。）を行うことができる。

２　市は、フォロー等を行う場合は、特定の個人、団体又は事業者に対して不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないよう、公平性及び公益性に配慮するものとする。

３　市アカウントによるフォロー等は、市が当該アカウント、その活動、商品又はサービスを推奨し、又はその内容若しくは品質を保証することを意味しない。

４　市が第三者の投稿をシェア、転載その他の方法により利用する場合は、法令又はInstagramの機能上許容される場合を除き、当該投稿者の承諾を得るとともに、著作権、肖像権その他の権利関係を確認するものとする。

（知的財産権等）

第９条　市アカウントに掲載されている文章、写真、イラスト、音声、動画その他のコンテンツに関する著作権、商標権、肖像権その他の権利は、市又は正当な権利を有する者に帰属する。

２　Instagramが提供する「いいね！」、シェアその他の機能は、同サービスが定める条件に従って利用することができる。

３　第三者に権利が帰属することが表示されているコンテンツその他市が利用を許諾する権限を有しないコンテンツを利用する場合は、利用者の責任において、当該権利者の許諾を得る等必要な手続を行わなければならない。

４　利用者は、市アカウントに掲載されているコンテンツを、出典及び当該投稿のURLを明記した上で二次利用することができる。ただし、当該コンテンツを編集し、又は加工して利用してはならない。

５　法令又は個別のコンテンツに表示された利用条件に別段の定めがある場合は、その定めを優先する。

（写真及び動画等の掲載）

第10条　市は、個人を識別でき、かつ、特定の個人が主な被写体となる写真、動画等を市アカウントに掲載する場合は、原則として、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

2　市は、未成年者を主な被写体とする場合は、本人の意思を尊重するとともに、必要に応じて保護者、学校その他の関係者の同意を得るものとする。

3　市は、イベント等において撮影する場合は、撮影した写真、動画等を市アカウントに掲載することについて、可能な範囲で周知するものとする。

4　市は、写真、動画等に写っている本人又はその保護者から掲載の中止を求められた場合は、当該申出の内容を確認し、必要に応じて当該写真、動画等の掲載を中止するものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条　市は、市アカウントの運用に伴い取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び市の関係規程に基づき、適切に取り扱う。

２　市は、利用者から提供された個人情報を、問い合わせへの対応その他明示した利用目的の範囲内で利用し、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく目的外に利用しない。

３　Instagram上における利用者情報の取扱いについては、市による取扱いのほか、同サービスを提供する事業者の利用規約、プライバシーポリシーその他の定めが適用される。

（外部サービスの利用）

第12条　市アカウントは、外部事業者が提供するサービスを利用して運用するものであり、利用に当たっては、このガイドラインのほか、Instagramの利用規約、プライバシーポリシーその他同サービスが定める条件が適用される。

２　市は、Instagramの機能、仕様、表示方法、利用条件等を管理するものではなく、これらは予告なく変更されることがある。

３　Instagramの障害、保守、仕様変更、サービスの停止若しくは終了、通信環境その他市の管理が及ばない事由により、市アカウントを利用できないことがある。

（免責事項）

第13条　市は、市アカウントに掲載する情報の正確性、完全性及び適時性の確保に努める。ただし、市の故意又は重大な過失による場合を除き、利用者が市アカウントの情報を利用したこと又は利用できなかったことにより生じた損害について、責任を負わない。

２　市は、市の故意又は重大な過失による場合を除き、市アカウントに関連して利用者間又は利用者と第三者との間に生じたトラブル及び損害について、責任を負わない。

３　コメント等に係る著作権その他の権利は、当該コメント等を投稿した利用者又は正当な権利者に帰属する。市がコメント等を市アカウント以外の媒体で使用する場合は、法令上認められる場合を除き、あらかじめ権利者の承諾を得るものとする。

４　市アカウントからリンク等により移動するウェブサイトその他の媒体は、当該媒体の管理者がその責任において管理し、又は運営するものとし、市は、市の故意又は重大な過失による場合を除き、その内容及び利用により生じた損害について、責任を負わない。

５　市は、Instagramの障害、保守、仕様変更、サービスの停止若しくは終了その他市の管理が及ばない事由により生じた損害について、責任を負わない。

（運用ガイドラインの変更）

第14条　市は、必要に応じてこのガイドラインを変更することができる。

２　市は、このガイドラインの重要な変更を行う場合は、市アカウント又は市公式ウェブサイトにより周知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（運用の中断及び終了）

第15条　市は、必要に応じて市アカウントの運用を中断し、又は終了することができる。

２　市は、市アカウントの運用を中断し、又は終了する場合は、あらかじめ市アカウント又は市公式ウェブサイトにより周知するよう努める。ただし、緊急を要する場合又はやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（その他）

第16条　このガイドラインに定めるもののほか、市アカウントの利用及び運用に関し必要な事項は、市が別に定める。

附　則

このガイドラインは、令和８年１０月２３日から適用する。